

22 環政第 25647 号

平成 22 年 8 月 19 日

経済産業大臣 直嶋 正行 殿

香川県知事 真鍋 武紀

坂出發電所 2 号機リブレース計画環境影響評価方法書について

平成 22 年 6 月 2 日付けで四国電力株式会社から送付のあった標記方法書について、同法第 10 条第 1 項及び電気事業法第 46 条の 7 第 1 項の規定により、環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり述べます。

坂出發電所 2 号機リプレイス計画環境影響評価方法書に係る意見書

標記方法書について、関係市町長及び香川県環境影響評価技術審査会の意見を勘案し、慎重に検討した結果は、次のとおりである。

ついては、四国電力株式会社は、この意見を十分考慮の上、調査、予測及び評価を実施する必要がある。

記

1. 全体的事項

(1) 事業計画等について

- ・ 本計画は、坂出發電所 2 号機の使用燃料を重油・コークス炉ガスから天然ガスに転換し、高効率のコンバインドサイクル発電方式を採用することによって、大気質や水質への環境影響の低減及び二酸化炭素（CO₂）の排出量の削減が期待される。

このうち特に、CO₂については、地球温暖化対策の観点から、2 号機の発電効率及び発電電力量あたりの CO₂排出量を明らかにするとともに、本計画による CO₂排出抑制効果を準備書に記載する必要がある。

- ・ 2 号機のリプレイスに伴うガス（蒸気）タービン・排熱回収ボイラ・発電機等に係る基礎建築工事や据付工事、建屋の建築工事等の主要な工事については、1 号機リプレイスの工事工程を参考に、工事内容や環境への配慮事項を明らかにし、準備書に記載する必要がある。
- ・ 2 号機の配置計画や煙突の高さ、排煙脱硝装置の性能について、環境保全の配慮に係る検討の経緯を明らかにするとともに、複数案を比較検討する場合は、その過程及び結果を併せて準備書に記載する必要がある。

(2) 予測の手法について

- ・ 施設の稼働による環境影響の予測評価の前提条件となる燃料使用量、発電設備の利用率、並びに年間及び 1 日の稼働パターンについて、発電機毎に明らかにした上で、的確な予測評価を行い、その結果を準備書に記載する必要がある。

(3) 評価の手法について

- ・ 方法書に評価の手法として示されている「環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかの検討」にあたっては、複数案を比較検討するなどし、検討の過程及び結果を準備書に記載する必要がある。

(4) その他

- ・ 2 号機リプレイス工事完了後、必要が生じた時期に既設 2 号機の撤去を行う計画となっているが、建屋及び大型機器の解体・撤去に伴う騒音や振動など環境への影響が考えられることから、撤去工事に際しては適切な環境保全措置を講じる必要がある。

2. 個別的事項

(1) 大気環境について

- ・ 2号機施設の稼動に伴い発生する窒素酸化物については、排煙脱硝装置による排出濃度の低減効果を考慮した上で、2号機用に新たに設ける煙突の高さを50mとする場合の環境影響を、適切に予測評価する必要がある。

また、窒素酸化物に係る評価については、リプレイスによる窒素酸化物の低減効果を把握しやすいよう、2号機リプレイス前後の寄与濃度を予測するとともに、予測結果を準備書に記載する必要がある。

- ・ 資機材の海上輸送による大気汚染の影響が懸念されることから、準備書に海上輸送の頻度等を明らかにし、必要に応じ影響を予測評価する必要がある。

(2) 水環境について

- ・ 復水器からの温排水については、2号機リプレイス後は排出量が減少するため、環境への影響は低減されると考えられるが、さらなる温排水量削減の可能性を検討するとともに、温排水排出時に残留塩素が検出されないよう適切に管理を行う必要がある。
- ・ 資機材の海上輸送による水質汚濁の影響が懸念されることから、準備書に海上輸送の頻度等を明らかにし、必要に応じ影響を予測評価する必要がある。

(3) 動物及び植物について

- ・ 2号機リプレイス予定地は、工業専用地域であること、外来樹木や雑草地が基盤となっていることなどの自然的社会的条件を踏まえ、改変による生態系への影響予測・評価までは必要ないが、改変箇所が希少動植物の重要な生息・生育地となっていた場合には、的確に影響を予測するとともに、適切な環境保全措置を講じる必要がある。

(4) 廃棄物について

- ・ 工事に伴い発生する残土については、極力、対象事業実施区域内で有効利用する必要がある。

2号機リプレイス工事に伴い、土地の形質変更を実施する場合は、当該形質変更箇所の土地の使用履歴を準備書に記載するとともに、土壌汚染対策法に基づく必要な措置を行う必要がある。